

公 示 日：2023年8月2日（水）

調達管理番号：23a00416

国 名：エチオピア

担 当 部 署：経済開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム

調 達 件 名：エチオピア国栄養センシティブ農業モデル村構築プロジェクト  
（施設設計／施工監理）

### 1. 担当業務、格付等

- （1） 担当業務：施設設計／施工監理
- （2） 格 付：3号
- （3） 業務の種類：専門家業務

### 2. 契約予定期間等

- （1） 全体期間：2023年9月上旬から 2024年8月上旬まで
- （2） 業務人月：現地 7.67、国内 1.60、合計 9.27
- （3） 業務日数：

- ・ 第1次 国内準備 5日、現地業務 90日、国内整理 3日
- ・ 第2次 国内準備 3日、現地業務 70日、国内整理 3日
- ・ 国内業務（オンラインでの施工監理支援） 10日
- ・ 第3次 国内準備 3日、現地業務 70日、国内整理 5日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、第1次派遣を除いては具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的条件については、「10. 特記事項」を参照願います。

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- （1） 簡易プロポーザル提出部数：1部
  - （2） 見積書提出部数：1部
  - （3） 提出期限：2023年8月16日（水）（12時まで）
  - （4） 提出方法：電子データのみ
- 専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）

◇ 提出方法等の詳細についてはJICAホームページ内の以下をご覧ください。  
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4

月)」の「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」  
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

◇ 評価結果の通知：2023年8月25日（金）までに個別通知

提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

◇ 評価結果説明の取り止め：2023年6月30日のお知らせに掲載（<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>）のとおり、2023年7月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止め、評価結果通知の別紙により評価点及び業務従事予定者の個人名を全競争参加者に通知しますので、ご了承の上、応募願います。

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

（1）業務の実施方針等：

- |                  |      |
|------------------|------|
| ① 業務実施の基本方針      | 16 点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4 点  |

（2）業務従事者の経験能力等：

- |                |      |
|----------------|------|
| ① 類似業務の経験      | 40 点 |
| ② 対象国・地域での業務経験 | 8 点  |
| ③ 語学力          | 16 点 |
| ④ その他学位、資格等    | 16 点 |

（計 100 点）

類似業務経験の分野	施設設計・施工監理にかかる各種業務（農産物処理加工施設の設計・施工監理経験があればより望ましい）
対象国及び類似地域	エチオピア及び全途上国（アフリカ地域での経験があればより望ましい）
語学の種類	英語

## 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

## 6. 業務の背景

エチオピアの国家開発計画では、産業構造の工業化と農業の近代化を通じ、2030年までに中所得国になることを目標としている。この意欲的な目標の達成の際に求められる健康的な産業人材を育てるためには、現在の子供達の健康が重要である。現在の子供達は、将来の有望な人材であると同時に経済成長をもたらす消費者でもある。しかしながら、現在のエチオピアの子供達の栄養状態は望ましい状態でなく、子供の栄養不良による経済的な負の影響は、年間555億ブル（約1,300億円）にも上り、国家GDPの16.5%に相当すると試算されている。

エチオピアでは、全世帯の40%がカロリー不足状態で、子供の死因の53%が栄養不足に関係しているとされる。栄養に関する政策は国家栄養戦略（National Nutrition Program：NNP（2008）及びNNP-II（2016））に従って実施されてきたものの、依然として5歳以下の子供の37%が発育阻害（stunting）の状況にある（2019年）。

エチオピア政府が行ってきた従来の対症的な保健主導の介入ではこのような状況が改善されないことから、食料安全保障まで広げた予防的な視点による新たな食料栄養政策（Food and Nutrition Policy：FNP、2018）を策定し、その実施戦略である食料栄養戦略（Food and Nutrition Strategy：FNS）を2021年に採択した。これにより食料生産に責任を持つ農業省が、保健省と共に栄養問題の基幹担当省となった。エチオピア政府は食料・栄養分野を専門に担当する食料栄養局（Food and Nutrition Office：FNO）を農業省内に新設し、上記政策の下、食料ベースで栄養改善を図る「栄養センシティブ農業（Nutrition Sensitive Agriculture：NSA）」を推進している。

NSAの具体化のために策定されたNSA戦略（Nutrition Sensitive Agriculture Strategy、2016）では、作物生産・農業収入・女性のエンパワーメントを栄養改

善の3つのパスウェイと捉え、①母子の栄養改善を経て、②健康で生産的な労働力を輩出し、③国家の経済成長に向かう、というプロセスを目指すこととされている。同戦略では、NSAが単に国民に健康的な生活を保障するだけでなく、国の経済開発の促進に貢献することが明確に示されている。

一般的に栄養関連事業は、農業政策・予算においては事業数・規模とも極めて小さく、多くの国で政策上の優先順位が低い。そのような状況において、農業セクターが栄養改善に貢献するために取りうる現実的なアプローチとして、通常の農業政策・プログラムに、「NSA介入」を追加することで大幅な予算・人員増なしで農業政策全体を栄養に配慮したものに変えていく手法を想定している。NSA介入とは、栄養教育や女性のエンパワーメントの実施であり、NSA活動とは、食の生産と消費の多様化、収穫後処理（保存・加工）、収入向上活動等、NSA介入の具体的なコンポーネントを指す。実施レベルでは、これまでUSAID、GIZ等、多くの援助機関の支援を受けながら、個別のNSA活動を含むプロジェクトが多数実施されてきたものの、包括的なNSA介入を主たる投入とする農業分野の協力は行われていなかった。

このような状況を踏まえ、エチオピア政府は我が国に対し、食料栄養局（FNO）をカウンターパート機関として、NSA介入による効果の実証検証を行う技術協力を要請した。これを受けてJICAは、2022年7月から2025年8月まで3年間の予定で技術協力プロジェクト「栄養センシティブ農業モデル村構築プロジェクト」を実施している。

本プロジェクトの上位目標は栄養センシティブ農業モデル村のコンセプトがオロミア州とアムハラ州内で拡大することであり、プロジェクト目標として両州に計6つの栄養センシティブ農業モデル村を設置することを掲げている。

本プロジェクトでは、郡農業事務所職員、及び村の農業普及員、保健普及員向けにNSA介入の方法（NSA活動）の研修を実施する。郡農業事務所職員、及び村の農業普及員と保健普及員は、栄養センシティブ農業モデル村で農民向けにその研修を実施する。この農民向け研修を実施する際に必要な村レベルの研修施設（Nutrition Demonstration Corner（NDC））を本プロジェクトで設置する。研修施設はまた、女性グループが食品加工を行う施設としても活用される。NDCを設置する栄養センシティブ農業モデル村は各州1か所、計2か所選定されているので、同じ仕様の建物を2か所で建設する。

本専門家は、プロジェクト経費により建設するNDCの施設設計（エチオピア農業省で原案は作成済み）と、施工監理業務を現地でJICAが別途契約する施設設計／施工監理コンサルタントを使い、JICA長期専門家とともに行う。プロジェクトでの調達手続きに際し、JICAエチオピア事務所の支援を受ける。

本プロジェクトは、JICA直営長期専門家2名（チーフアドバイザー/栄養改善/

農村開発、業務調整/コミュニティ開発/研修計画)、ナショナルコーディネーター1名、アムハラ州リージョナルコーディネーター1名、フィールドコーディネーター1名の、計5名で構成されている。また協力期間中に本専門家以外に短期専門家2名(収穫後処理/食品加工/食品安全、農村生活改善アプローチ)の派遣を予定している。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は技術協力の仕組みや手続きを十分理解した上で、他の専門家、カウンターパート機関、並びにJICAエチオピア事務所と協力し、以下の業務に従事する。

施工する2か所(オロミア州、アムハラ州)のNDCは、平屋で74m<sup>2</sup>程度の広さ、食品加工室(厨房)、展示室、倉庫から構成される。施工するNDCの場所は許可済み(予定)である。また、給水地点と配電状況についても基本的な事前確認がなされている(予定)。なお、NDCの建設にあたって適切な実施監理を行うため、プロジェクトではなくJICAエチオピア事務所が現地施設設計/施工監理コンサルタント及び現地施工業者へ直接発注する。

### ① 現地施設設計/施工監理コンサルタントの調達実施支援

JICAエチオピア事務所が行う現地施設設計/施工監理コンサルタント調達手続きに係るTOR(Terms of Reference)、RFP(Request for Proposal)の作成、予定価格案の積算支援、及びプロポーザル評価と契約書作成への側面支援を行う。

### ② NDC設計図の精査と最終化

2021年2月にFNOにより策定されたNDC詳細設計図案のレビュー、エチオピア側で選定/調査した設置サイトの情報、並びにJICA長期専門家、カウンターパート機関との協議・検討結果を踏まえ、NDC設計図の精査と最終化を行う。併せて、建設費用概算の積算も行う。

### ③ NDC建設に係る施工業者の調達実施支援

JICAエチオピア事務所が行う現地施工業者調達手続きに係る事前資格審査(PQ)図書の作成と、PQ実施への技術支援を行う。また、②で最終化したNDC最終設計図(案)と施工計画書(案)に基づく入札図書の作成、建設費用の見直し、並びに入札評価と契約書作成について、JICAエチオピア事務所への側面支援を現地施設設計/施工監理コンサルタントの情報を踏まえて行う。

### ④ 現地施工会社への施工指導等の業務従事

オロミア州とアムハラ州におけるNDC設置が適切に進むよう、施設建設に関して重

要な段階で直接の施工監理業務を行うとともに、日常は現地施設設計／施工監理コンサルタントを監督・指導することで間接的に施工監理を行う（以下で、「施工監理を行う」との表記は、直接及び間接の両方を含む）。JICAエチオピア事務所による施設の検収の側面支援を行う。

施工期間は、180日間を想定しており、施工の前半70日間と施工終了時の70日間は現地で業務を行う。同専門家が不在中は、長期専門家（業務調整含む）及びエチオピア側C/P、現地施設設計／施工監理コンサルタントがフォローする。

上記4つの業務の具体的な担当業務は以下のとおりである。なお、現地派遣期間は施工状況により変更される可能性がある。

（1）第1次国内準備期間（2023年9月下旬）

- ① FNOにより策定されたNDC設計図案をレビューし、内容を把握する。
- ② JICA経済開発部、JICAエチオピア事務所及びJICA長期専門家と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。また、対象サイトとなるオロミア州とアムハラ州の地理的位置関係と安全管理上の措置について把握する。
- ③ 上記を踏まえ、契約期間における業務実施方針・工程等について記述したワークプラン（案）（英文）を作成し、JICA経済開発部、JICAエチオピア事務所、JICA長期専門家に提出する。

（2）第1次現地派遣期間（2023年10月上旬～12月中旬）

- ① 現地業務開始時に、カウンターパート機関、JICA長期専門家、JICAエチオピア事務所と協議し、必要に応じてワークプランを改訂する。
- ② プロジェクトチーム、カウンターパート機関と協力し、以下の業務を遂行する。
  - ア) 現地施設設計／施工監理コンサルタント調達のためのTOR（案）、RFP（Request for Proposal）（案）、及び評価基準（案）を作成し、カウンターパート機関、長期専門家、JICAエチオピア事務所と協議の上、最終化する。現地施設設計／施工監理コンサルタントの調達に係る費用積算の支援を行う。
  - イ) 上記 ア) の調達において、評価者の1名として、応札業者のプロポーザル評価を行う。
  - ウ) カウンターパート機関と共に、建設に係る専門的な知見に基づき当該

NDC設置対象サイトを調査する（地盤、給水・配電状況等）。

エ) 上記ウ)、及びカウンターパート機関（食料栄養局、州農業局、郡農業事務所）、JICA長期専門家、JICAエチオピア事務所との協議結果に基づき、NDCの最終図面、必要な資機材を決定する。

オ) 上記エ)を踏まえて、予算、人員、工程、施工に必要な日数を含めた施工計画書と入札図書（案）を作成する。それらを踏まえ、建設費用積算の支援を行う。現地施設設計／施工監理コンサルタントは、この段階の業務から参画させる。

カ) 上記オ)の施工計画書及び入札図書（案）を元に、事前資格審査（PQ）図書の作成を行う。また、JICAエチオピア事務所が実施するPQ、入札図書確定において、技術的な支援を行う。

キ) JICAエチオピア事務所が実施する工事内容説明会に出席し、技術的な説明を行う。

ク) オロミア州、アムハラ州において同時に建設を進めるために、適切な施工監理を行う体制を整備し、現地施設設計／施工監理コンサルタントに施工監理計画書（案）を作成させる。その施工監理計画書（案）の見直しをエチオピア側カウンターパートとともにを行う。

③ 第1次現地業務結果報告書（英文／和文）を作成し、カウンターパート機関、JICA長期専門家及びJICAエチオピア事務所へ報告し、データを提出する。

(3) 第1次国内整理期間(2023年12月下旬)

① 遠隔環境でNDC建設のための施工業者調達手続きの技術支援のフォローを行う。

② 第1次派遣の業務結果報告書（和文）をJICA経済開発部に提出し、報告する。

(4) 第2次国内準備期間(2024年1月上旬)

第2次派遣に係るワークプラン（英文）を作成し、JICA経済開発部に提出する。

(5) 第2次現地業務期間(2024年1月中旬～2024年3月中旬)

① エチオピア側、現地施設設計／施工監理コンサルタントとNDC設置全般に係

- る技術的な留意点と施工監理計画書（案）を再確認する。
- ② NDC設置を落札した施工業者への着工前ブリーフィング会議に参加し、施工に係る技術的な留意点の説明を行う。
  - ③ （２）② ク）で最終化された施工監理計画書（案）に基づき、施工監理を行う。技術的な指導に加え、施工計画が適切に遂行されるよう進捗管理の指導を行う。
  - ④ 第２次現地業務結果報告書（英文／和文）を作成し、カウンターパート機関、JICAエチオピア事務所及びJICA長期専門家へ報告し、データを提出する。
- （６）第２次国内整理期間（2024年3月下旬）  
第２次派遣の業務結果報告書（和文）をJICA経済開発部に提出し、報告する。
- （７）国内業務期間（2024年4月上旬～下旬）  
遠隔環境で、現地施工監理コンサルタント、エチオピアカウンターパート及び長期専門家が行う施工監理業務を側面支援する。
- （８）第３次国内準備期間（2024年5月上旬）  
第３次派遣に係るワークプラン（英文）を作成し、JICA経済開発部に提出する。
- （９）第３次現地業務期間（2024年5月中旬～2024年7月中旬）
- ① エチオピア側、現地施設設計／施工監理コンサルタントとNDC設置全般に係る技術的な留意点と施工監理計画書（案）を再確認する。
  - ② 上記①. で確認された施工監理計画書（案）に基づき、施工監理を行う。技術的な指導に加え、施工計画が適切に遂行されるよう進捗管理の指導を行う。
  - ③ 完工において、JICA長期専門家、カウンターパート機関も立会いの下、JICAエチオピア事務所が行う検収を技術視点で支援する。
  - ④ 第３次現地業務結果報告書（英文／和文）を作成し、カウンターパート機関、JICAエチオピア事務所及びJICA長期専門家へ報告し、データを提出する。
- （１０）第３次国内整理期間（2024年7月下旬）  
専門家業務完了報告書（案）（和文）をJICA経済開発部に提出し、報告する。



(11) 帰国後整理期間

専門家業務完了報告書（和文）を監督職員に報告する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(1) ワークプラン（全体及び各現地業務期間時）

現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

・英文4部（JICA経済開発部、JICAエチオピア事務所、長期専門家、C/P機関へ各一部）

(2) 現地業務結果報告書

各現地業務期間終了時。和文及び英文。提出部数は以下のとおり。

・英文4部（JICA 経済開発部、JICA エチオピア事務所、長期専門家、C/P 機関へ各1部）

・和文3部（JICA 経済開発部、JICA エチオピア事務所、長期専門家へ各1部）

ただし、第3次現地業務結果報告書（和文）は以下の「(3) 専門家業務完了報告書」をもって代えることも可とする。

(3) 専門家業務完了報告書（和文3部）

2024年8月9日（金）までに提出。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月-2023年4月追記版）」の「X. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒ドバイ/ドーハ⇒アジスアベバ⇒ドバイ/ドーハ⇒日本、もしくは日本⇒仁川⇒アジスアベバ⇒仁川⇒日本を標準としますが、

基準とし、経済的かつ効率的な経路を選択して下さい。

(2) 国内出張の旅費

プロジェクト活動費からの支出になります。

(3) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等も必要に応じて適宜、見積書に計上ください。なお、現時点でエチオピア入国時の隔離は不要です。

## 10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

第一次派遣の2023年12月までは、設計図、施工場所の確定と入札図書の確定、施工監理の計画までの業務です。帰国中に落札者を決めます。第二次派遣以降が施工監理業務です。施工期間は180日間を想定していません。本専門家の施工監理に係るエチオピア配置は施工開始時(第2次派遣)の70日、検収終了(第3次派遣)時までの70日を想定しており、第2次派遣と第3次派遣の間の本邦帰国中は、報告書整理、派遣前の準備を除き、施工監理の指導を継続して遠隔で行っていただく想定です。

現地での基本拠点はアジスアベバを想定し、オロミア州の建設地は、アジスアベバから車両で行ける範囲にあり、日帰り出張となります。アムハラ州の建設地は、アジスアベバから州都バハルダールまで航空便、バハルダールから建設予定地まで車両陸路で60分の距離を想定し、公示時点での治安状況を踏まえ第1次派遣では最大3回、第2次派遣と第3次派遣ではそれぞれ最大5回の現地入りを想定しています。オロミア州、アムハラ州への実際の渡航は、業務開始時点で JICA エチオピア事務所、JICA 長期専門家とも相談の上、再度確認して下さい。

② 現地での業務体制

本業務に係るプロジェクト専門家(長期専門家)は、以下のとおりです。

- ・ チーフアドバイザー/栄養改善/農村開発
- ・ 業務調整/コミュニティ開発/研修計画

③ 便宜供与内容

プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎: あり
- イ) 宿舎手配: あり

- ウ) 車両借上げ：プロジェクト車両またはプロジェクトによる借り上げ（オロミア州、アムハラ州とも）
- エ) 通訳備上：なし（ただし、プロジェクト現地人材や現地コンサルタントの同行あり）
- オ) 現地日程のアレンジ：専門家自身が行う（カウンターパートとの協議や、関係者との現場調査等、プロジェクトチームが必要に応じ、スケジュールアレンジ及び同行を行う）。
- カ) 執務スペースの提供：カウンターパート機関 FNO 内のプロジェクトオフィスにおける執務スペース提供（インターネットは使用可能ですが、回線の状況が不安定な場合があります。）

## (2) 建物の品質管理

技術協力プロジェクトで建物を建設する事例は少なく、長期専門家の専門外であるため、施工監理の業務が非常に重要になります。本コンサルタントは、現地の施工監理コンサルタントを活用して、エチオピア側のNDCの普及のモデルになるような適切な品質管理をすることが求められます。

## (3) 安全管理

建設予定サイトへの渡航については JICA 事務所への事前の申請が必要となります。確認必要日数は現地で申請時点で確認することになります。安全対策措置に従い行動していただくほか、建設予定サイト周辺または経路での情勢悪化が懸念される場合には別途 JICA エチオピア事務所より移動制限をする場合があります。

## (4) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第二グループから配付しますので、edga2@jica.go.jp 宛にご連絡ください。
  - ・エチオピア側が作成した NDC の設計図
  - ・現在想定する日程（案）
- ② 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。
  - ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施

細則（2022年4月1日版）」

イ) 提供依頼メール

- ・ タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」
- ・ 本 文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(5) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA エチオピア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関してはJICAと協議の上決定することと致します。
- ⑤ 以下のような施設設計と施工監理を想定しています。エチオピア C/P、長期専門家と協議の上、必要であれば修正してください。
  - ・ 現地施設設計／施工監理コンサルタントは、会社として契約し施設設計の補助業務と施工監理計画段階では1名が業務を行い、実際の施工監理業務は2名を各州に配置する体制を想定。

- ・ 施工会社も、会社として2州の施設建設を一括で行う条件で公示する。
- ・ 施工は2州を概ね同時進行で行うが、本邦施設設計／施工監理コンサルタントが2州を監理できるよう、2週間ほど開始時期をずらすことを想定している。

以上